附　則

この規則は、平成20年７月１日から改正施行する。

（20. 6.17　第５回理事会決議）

・　第３条第１項第１号に「総務企画部」を新設、管理部以降を順次繰り下げ

・　第５条第１項に「部」を追加、同条同項第１号に総務企画部の事務分掌を規定（これまで管理部総務課、人事課及び経理課所掌の事務（一部）を含む。このため、順次繰り上げ又は繰り下げ）、総務課以降を順次繰り下げ

・　第５条第１項第２号⑷の「統制管理」を「取扱」に変更、同号⒀を⑼に、「業務書式、白書等の販売に関すること」を「印刷物、出版物等の販売管理に関すること」に変更、同号⑾に「防災・防犯に関すること」を追加、同号⑿に「反社会的勢力への対応に関すること」を追加、同号⒁に「総務企画部所掌業務の補佐に関すること」を追加［⒁については、人事課及び経理課も同様］

・　第５条第１項第３号⑹を⑸に、「賞罰に関すること」を「賞罰委員会事務局に関すること」に変更、同号⑺に「保健衛生及び衛生委員会事務局に関すること」を追加

・　第５条第１項第６号⑵の「広告審査委員会」を「広告審査小委員会」に変更

・　第５条第１項第12号⑷に「研修用テキストの作成に関すること」を追加

・　第５条第１項第13号⑸に「下記のものの受理に基づく協会員情報の維持管理に関すること①定款に基づく営業及び財産に係る報告②定款施行規則に基づく登録事項の変更に係る届出」を追加、同号⑹に「協会員との交流に関すること」を追加、同号⑺に「業務用書式等会員向け提供物に関すること」を追加、同号⑻に「協会会費の請求・督促に関すること」を追加

・　第５条第１項第16号⑷に「協議会の運営に関すること」を追加

・　第５条第１項第18号⑶の「クレジットカウンセリング協会」を「㈱日本クレジットカウンセリング協会」に変更

・　第５条第１項第20号に「資格試験センター準備室」を追加、同号に「⑴指定試験機関認可の準備に関すること、⑵主任者登録事務の準備に関すること、⑶登録講習の準備に関すること」を追加

附　則

この規則は、平成21年６月18日から改正施行する。

（21. 6.16　第３回理事会決議）

・　第３条第１項第８号及び同条第８項を追加

・　第４条（資格試験センター準備室の設置）を削除及びこれに伴い、第５条以降順次繰り上げ

・　第４条第１項第20号の「資格試験センター準備室」を「試験事務課」に変更及び所掌事務を変更・追加並びに同条同項第21号に「登録事務課」及び所掌事務を追加

・　第５条第５項を追加及びこれに伴い、第５項以降順次繰り下げ（第５条第７項「第５項の～」を同条第８項「第６項の～」に変更）

附　則

この規則は、平成22年６月15日から改正施行する。

（22. 5.13　第２回理事会決議）

・　第３条第１項第７号の「相談センター」を「貸金業相談・紛争解決センター」に変更

・　第３条第７項第２号を追加及びこれに伴い、同条同項第２号を第３号に変更

・　第４条第１項第17号の所掌事務を修正・追加、同条同項第18号に「紛争受付課」及び所掌事務を新たに追加（これに伴い、第19号以降順次繰り下げ）、同条同項第19号の所掌事務を修正・追加、同条同項第21号の所掌事務を一部削除及び同条同項第22号の所掌事務を修正・追加

・　第５条第４項の「相談センター」を「貸金業相談・紛争解決センター」に変更、同条第６項乃至第７項に「室・」を追加修正

・　第７条第１項～第３項の「部長」を「部長又はセンター長」に、「部」を「部又はセンター」に修正、また「室長」を追加

・　第９条に「センター長、室長」を追加

・　第10条の「課」を「部署」に修正

個人情報の保護に関する規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、日本貸金業協会（以下「協会」という。）が、「個人情報取扱事業者」として個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するための指針を示すものである。

（定義）

第２条　この規則において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

２　この規則において「個人情報データベース」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

一　特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二　前号に掲げるものの他、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

３　この規則において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

４　この規則において「保有個人データ」とは、協会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は６月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

５　この規則において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

６　この規則において「貸金業者」とは、貸金業法第３条１項の登録を受けた者をいう。

７　この規則において「従業者」とは、協会の組織内にあって直接間接に協会の指揮監督を受けてその業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員のみならず、理事、監事、派遣社員等も含まれる。

８　この規則において「従業員」とは、協会において現に使用される者で、賃金、給料等を支払われる者をいう。

９　この規則において「従業員等」とは、協会の従業員、従業員となろうとする者及びなろうとした者並びに過去において協会に使用された者をいう。

（基本的責務）

第３条　協会及びその従業者は、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることを認識し、その有用性を適正に享受するよう努めなければならない。

２　協会は、前項の趣旨に従い、従業者のコンプライアンスの維持向上に努めるとともに、個人データの安全管理に十分配慮し、そのための適切な組織及び環境を整備しなければならない。

第２章　取得（取扱い）の制限

（取得方法の適正）

第４条　協会は、偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはならない。

（機微情報）

第５条　協会は、次に掲げる個人情報を取得してはならない。ただし、法令に定めのある場合又は業務の遂行のために必要不可欠である場合は、利用目的を示して本人から取得することができる。

一　人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地等、不当な差別の原因となるおそれのある事項

二　思想、信条及び信仰

２　協会は、法令に定めがある場合その他正当な理由のある場合を除き、医療上の個人情報を取得してはならない。

第３章　利用目的

（利用目的の特定・変更、利用目的による制限）

第６条　協会が取り扱う個人情報の利用目的は、別紙１のとおりとする。

２　利用目的の変更は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲において、かつ個人情報保護管理者の指示を受け又は承認を得た場合に限り行うことができる。

３　協会は、本人の事前の同意を得ないで、その目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。この場合、当該個人情報を取り扱う者は個人情報保護管理者の指示を受けなければならない。

一　法令に基づく場合

二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の促進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。